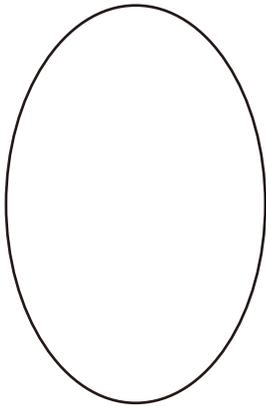


# 裁判所相模原支部の合議制実現に向けて

## 支部創設20周年を迎える当会相模原支部の悲願

# 横浜弁護士会新聞

発行所  
横浜弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL http://www.yokoben.or.jp/



横浜弁護士会  
相模原支部長 橋本 慎一

◆ 横浜地方裁判所相模原支部（以下「地裁相模原支部」）は、平成6年4月、それまで家庭裁判所出張所と簡易裁判所しかなかった相模原・座間地域に設置された全国で最も新しい支部である。管内の相模原市と座間市の人口は合計約85万人。相模原市の人口規模約75万人は神奈川県下では横浜市、川崎市に次ぐものであり、平成22年4月には県下3番目の政令指定都市とされた。また、地裁相模原支部の新受件数（平成22年度）は、民事通常訴訟が年間8000件、刑事通常訴訟が年間453件と、人口・事件数いずれも他の規模の地裁本庁に匹敵する。

◆ このような管内人口と事件数を抱えながら、地裁相模原支部は開庁以来、合議事件を取り扱ってこなかった。民事では医療過誤事件等の慎重な判断を要する

重大事件、刑事では法定合議事件や準抗告事件が、横浜地裁本庁で取り扱われている。当事者双方が相模原市にいて、証拠が相模原市にあって、地元の裁判所が地元の事件を審理できず、また、勾留決定に対して準抗告があると、記録を本庁に運ぶのに時間がかかり審理が遅れるため、被疑者等の身体拘束が長引くといった不利益がある。全国の政令指定都市に設置されている地裁支部で、合議制が導入されていないのは地裁相模原支部だけである。

◆ このため、地裁相模原支部に合議制を導入することは、相模原地域の住民及び当会相模原支部（以下「当支部」）の悲願といえる。

当支部では、これまで、市民・政財界・地方自治体等の合議制実現を求める声を裁判所に訴え続けてきた。平成14年の市民

集会を皮切りに、同年から平成19年までの地域有力者による相模原地域司法改革懇話会、その間の市議会の請願採択・市長声明、平成19年の第5回弁護士会首都圏支部サミット、これに伴う市長声明・市議会の請願採択・市議会の議員提案による決議採択、平成23年の関弁連定期総会の決議、平成24年9月の市長による横浜地裁所長及び最高裁判官への要望書、同年11月の当会会長声明、本年3月の当会会長以下理事者による横浜地裁所長への申入れ等である。

◆ しかし、現在までめざましい成果はない。市民・政財界・地方自治体等の声を伝えるだけでは、裁判所を動かすことはできなかった。

支部への合議体設置とは、支部に「部」を設置することであり、「部」の設置は法律事項ではなく、最高裁が当該地裁所長の意見を聞いて定めるとされている（下級裁判所事務処理規則第4条）。裁判所を動かすには、裁判所だけでなく、立法府や行政府への積極的な働きかけが必要と思われる。そこで当支部は、これまでと違う視点で、本年12月16日に日弁連キヤ

ラバンを、来年2月15日した。

◆ 当支部は、来年4月に関弁連支部交流会を相模原市で開催することに

憲法問題シンポジウム 第3弾  
「どんな憲法がほしいのか？」  
上野千鶴子が自民党憲法改正草案を斬る  
日時：平成25年9月26日（木）19時～20時45分  
場所：関内ホール（大ホール）

現在、20周年記念事業（来年6月14日（土）予定）を準備中であるが、

合議制導入について少しでもよい報告が出来ればと思う。



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

## 憲法96条改正問題シンポジウム 市民の関心高く、 弁護士会の役割への期待も

7月4日、当会・日弁連・関弁連主催で、憲法改正問題についての会員及び市民向けシンポジウム「憲法96条『改正』の先にあるもの 私たちの社会はどう変わるのか」が行われた。10月の人権擁護大会シンポジウム第2分科会「なぜ、今『国防軍』なのか」のプレシンポジウム第2弾であり、講師には、日弁連憲法委員会副委員長の井上正信弁護士（広島弁護士会）を招いた。

憲法96条の憲法改正発議要件緩和については、当会でも、立憲主義の根本理念に反し、容認しがたいとして、6月12日にこれに反対する会長声明を発表したところであるが、憲法改正問題については、会員のみならず市民の関心も高く、定員110名の横浜市開港記念会館1号室は満席であった。

井上弁護士は、現行憲

法の下で、様々な人権が保障され、我々はそれを空気のように思っているが、憲法が改正された場合にはそれが決して当たり前ではなくなることを、自民党憲法草案の各条文を引きながら、丁寧に分かり易く解説した。とりわけ、憲法9条については、これが変えられれば、国家安全保障政策が国家と国民生活の最優先の課題となり、市民生活は国防軍の監視下におかれ、軍人に特権が与えられ、戦争犠牲者を英雄化する社会へとつながることを具体的に話した。

また、自民党憲法改正草案で人権の制約根拠とされている「公益及び公の秩序」とは、「国家の安全と社会秩序の維持」のことであり、国防や治安維持のために基本的人権が制約される懸念も示した。

更に後半では、憲法9

多くの市民が集まる

また、自民党憲法改正草案で人権の制約根拠とされている「公益及び公の秩序」とは、「国家の安全と社会秩序の維持」のことであり、国防や治安維持のために基本的人権が制約される懸念も示した。

更に後半では、憲法9

## 山ゆり

今年の夏は「千年猛暑」と言われるほどの猛暑らしい。「千年猛暑」は気象予報士の森田正光氏が命名したようで、平安時代から鎌倉時代にかけて異常に真夏日が多い時期があり、今年はその時期に匹敵することから上記のような命名がされたそうである。▼気象庁によると、真夏日とは一日の最高気温が30度以上となることと定義されている。

筆者は一日中外出しなければならぬときはアイヌンを持ち歩くようにして熱中症対策をしている。▼猛暑と同時に今年の夏に特に注意を引くのが、局部的豪雨いわゆるゲリラ豪雨である。先日開催の隅田川花火大会が大会史上初の中止となったことは記憶に新しい。外出当初には晴れていても、予告もなく急変し容赦なく大量の雨を叩きつけるため、常に雨宿りができる箇所を把握しながら外出するようになった。▼猛暑もゲリラ豪雨も自己の対策次第では被害を最小限に留めることができる。これは仕事においても共通のことであり、慣れが生じてくると「自己の対策を怠りがちになるため、常に意識をしながら日々業務に励みたい」と改めて認識をした。

(田丸 明子)

(会員 櫻井 みぎわ)

かなパブ最前線

「町長！ 森田了導、この顔です、

女性問題の心配はありませんから！」

私は、平成23年度副会長に就任し、公設事務所支援委員会を担当することになった。かながわパブリック法律事務所（以下「かなパブ」と）の出会いである。

かなパブの主な使命は、過疎地域に弁護士を赴任させることである。私が副会長の時、62期の重野裕子会員が中村ひまわり基金法律事務所（高知県四万十市）に、63期の森田了導会員（以下「森田君」）が法テラス八雲（北海道二海郡八雲町）

のスタッフ弁護士に赴任することが決まった。私は副会長明けの平成24年6月、森田君の事務所開所式に参加することができた。

開所式とその後の宴会には、八雲町長はじめ、近隣町村の町村長が出席した。町長たちの期待は高く、彼らの挨拶は固く、真面目さがにじみ出ている。私は挨拶で八雲町長に向かつて、「町長！ 森田了導、この顔です、女性問題の心配はありませんから！」と、森田君

をイジリ倒した。町長曰く、ああいう話をしてくると座が和みますと。でも、私は森田君が心配だった。法テラス八雲に持ち込まれる当番弁護士や被疑者国選は、事務所から被疑者や監場所まで夏片道1時間半以上、冬片道2時間以上という話を聞いたから。更に、過疎地独特の人を孤独にさせる町の静寂さ、森田君の若さ、等々。

（ここからが、かなパブの出番。先日森田君から送られてきたメールには

こう書かれていた。「無沙汰しています。赴任して1年少しがたちましたが、今のところ、大きな事故もなくなんとかやっております。かなパブの先生方にはいつも助言を頂いております。かなパブに何かあれば、私も頼る術を失ってしまいます」。

かなパブには、過疎地赴任経験のある弁護士が複数いるため、日常的に森田君と連絡を合、アドバイスしてきたのである。かなパブは人を送り出すだけでなく、送り出した人の支援もしている。

森田了導、この顔です

全国隅々まで法の支配の理念を浸透させるという理念を唱えるだけならば簡単。でも、夏片道1時間半以上、冬片道2時間以上という現実を前にすれば、そう簡単には立ち行かない話となる。それでもかなパブは、今日も損得を抜きにして人を養成し、送り出し、「全国隅々まで法の支配の理念を浸透させる」ために活動している。

（会員） 安藤 肇

労災事件研修会

120名参加 ノウハウ満載 DVD必見

7月9日、横浜情報文化センターにて、人権擁護委員会働く人部会主催の研修会「労災事件の解決方法」が開催された。講師は、労災事件について豊富な知識・経験を有する26期の野村和造会員。「労災」は、これまで研修会のテーマとしてあまり扱われていなかったが、会員からの関心は高く、若手からベテラン

まで約120名が参加した。野村会員から、まず労災の原因となる職場の安全管理について話がいった。企業においては、安全衛生と利益が相反する関係にあり、ともすれば企業の利益を追求すると安全衛生が疎かにされてしまう可能性がある。安全衛生を怠り、労災や職業病が生じること

が労働者の士気を削ぎ、企業の経済的損失にもつながるものと捉えることもでき、それが、使用者が遵守すべき最低限の安全衛生を定めた労働安全衛生法に表れている。それでも起きてしまう労災事故の被害者を救おうとするのが、労災制度である。労災で賄われる損害は、慰謝料などを除いた全損害の一部だが、無過失責任である上、労働者があればほぼ例外なく国が損害の一部を補填してくれる。現在では、過労死やメンタルヘルス、いじめ問題など、幅広く労災の問題となっており、弁護士として関与する幅が今後広がっていくことが予想される。

野村会員からは、「業務遂行性・起因性」という因果関係の問題について、画一的ではなく、その労働者を救うべきかどうかという観点から柔軟に対応すべきであるとの示唆がなされたほか、労災保険給付と民事賠償責任の調整から、示談・和解では条項に注意すべき点があるといった指摘もなされ、我々弁護士が実務として労災を扱う中でのアドバイスやノウハウが教示された。

まさに実務的に参考になる研修会だったので、参加されていない会員の皆様には、後日DVDにより受講されることをお勧めする。

（会員） 野澤 哲也

講師の野村会員

原発賠償請求研修会

被災地に赴任していた経験から

寄稿

弁護士 米村 俊彦 (第二東京弁護士会)

7月25日、横浜市開港記念会館において、原発賠償についての研修会の講師を担当させていただ

きました。大船育ち、横浜修習の私にとって、我が家に帰ってきたような気分でした。

研修の内容は、原発賠償問題の基礎から最新の状況まで一通り把握するというものです。このため、研修の内容は多岐にわたります。

④財物賠償の状況等について広く触れました。時間の関係で簡単に触れるに留まった部分も多かったのですが、紛争審査会や東電のHPにあたるなどして、細かい点を押さえていただければと思います。

私は、平成22年4月から今年3月まで、福島県相馬市の相馬ひまわり基金法律事務所へ赴任しておりました。被災地に長く留まり、活動をしてきた者として、何が伝えら

米村弁護士

れるのかを考え、少しでも現地の様子に触れていただきたいと思い、私が折にふれて撮りためた写真や、5月に日弁連の調査で訪問したチエルノブイリ原発周辺の写真なども紹介させていただきました。

研修会の後半では、かながわ弁護士会の事務局長である黒澤知弘弁護士から、神奈川県内の状況についてご説明いただきました。

まだまだ、声を上げられず、弁護士の手が届いていない被災者の方が多くおられます。横浜弁護士会の会員の皆様を、是非とも被災者のために発揮していただきたいと思っております。よろしく

お願いいたします。

筆者が撮った双葉町の様子

倒産法研究会  
研修会

# 中小企業再建を 村松謙一弁護士が熱く語る

7月4日、横浜情報文 融田淳化法終了と今後の  
化センターにおいて、「金 中小企業再建の展望につ

いて『いのちの再建弁 護士』による中小企業再

熱弁をふるう村松弁護士

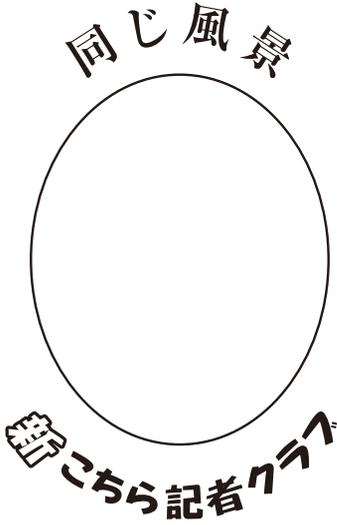
「いのちの再建弁 護士」による中小企業再 建の極意」と題し、今後 需要の高まりが予想され る中小企業再建をテーマ とした研修会が行われた。 講師は、これまで多く の再建型倒産事件を手掛 け、NHK「プロフェッ ショナル 仕事の流儀」 にも出演された、村松謙 一弁護士(東京弁護士会) である。

いった、机上の勉強では 学べない、経験豊富な村 松弁護士ならではの話を 聴くことができた。 後半では、会社再建の 方法選択のプロセスにつ いて、オリジナルのフロ ーチャートを用いなが ら、重要なポイントや実 際の事件で用いた交渉術 等が披露され、気が付け ば当初予定時間の90分を 過ぎて、充実した内容の 講演となった。 普段の業務において、 倒産案件を扱っていて も、その多くが破産事件 であり、実際に会社再建 に関与することは少ない というのが現実である が、本研修会をきっかけ に、今後、多くの会員が、 倒産処理選択の幅広い視 野を身につけていくこと が期待される。

(会員) 川瀬 典宏

以前に勤務した神戸で取材 のご縁があった人々に、久し ぶりに連絡してみようかなあ ……と思ったのは、ある裁判で、 遺族の涙を見たからだ。 山梨県の高速道路でトンネ ルの天井板が崩落。車3台が 巻き込まれ、9人が死亡した。 犠牲者の父母は、道路の管理 会社に損害賠償を求める訴え を起こし、5月、公の場で心 境を語った。

突。乗客106人が犠牲にな った。JR西日本幹部のうち、 神戸地検が唯一起訴した元社 長には無罪判決が下され、判 決後は控訴をめぐり、地検は、 ぎりぎりまで結論に揺れた。



結局、控訴はされず無罪が 確定。処罰感情の意味では、 遺族、負傷者とその家族には、 に始めた活動がライフワーク になつている人々のことも知 り、過酷な経験をした当事者 たちの三者三様は、心に残っ た。

トンネル事故では、司法の 判断は、刑事も民事もまだこ れからだ。企業の責任をめぐ る法のあり方の問いかけ、そ れから、遺族らの悲嘆に区切 りはないこと。違う場所に来 て、同じ声、同じ涙を見たい 自分は、今度は、記事化す る任務にとどまらず、人の力 になることをできるだろうか。 (時事通信社 真木 真理)

## 自己研鑽の場でも ある常議員会

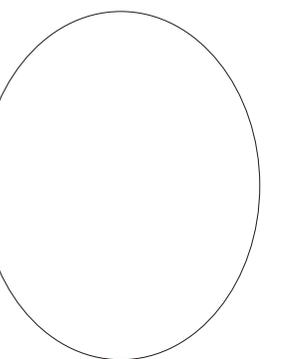
会員 高橋 温 (47期)

常議員会  
の い

今年度の常議員会は、 ゆるキャラ(?)の本間 議長の絶妙の進行によ り、和やかな雰囲気であ るにもかかわらず、いつ の間にか議事が進んでい くので、4月から6月ま ではそれほど時間がかか ることはなかった。指定 席のように同じ場所に座 る人が多く、私のように 少し遅れていくことが多 いと、大体、毎回同じ場 所と同じ先生の顔がみら

れるのも特徴で ある。 7月の常議員 会は、午後3時 から午後8時18 分までの5時間 18分!という記 録的な長時間で あった。議案が 1号議案から24 号議案まであったうえ に、事前にメーリングリ スト等でも話題になった 小規模事業者顧問弁護士 紹介制度(E-Common) 試行承認の件があったた めである。

E-Commonについて は、常議員会速報等で当 日の意見の概要が紹介さ れたので、ここでは具体 的な内容は省略するが、 最初に執行部に対して審 議対象を明確にして欲し



いとの意見から始まり、 多くの常議員から質問や 賛否それぞれの意見が出 された。更に修正動議が 出され、それが修正動議 として成り立つか否かに ついて議論するという場 面もあった。 それでも、(執行部に 対するものを除き)全体 としては、ベテランも若 手も伸び伸びと自分の意 見を言える雰囲気では終 始したのは、さすが当会の 常議員会だと感心した。

理事者室  
だより

## 汽笛が聞こえる理事者室

副会長 中野 和明

部副会長「ちよつと、待 ってください。大丈夫で すか」三品会計担当「い やあ、厳しいですね」 前田筆頭「そもそも会規 上は…」ちなみに、私 中野の口癖は「ま、いい んじゃないですか」

ます。神奈川県内には、 素敵な場所がたくさんあ るのです。 理事者室も素敵な場所 です。汽笛が聞こえるの です。でも、残念な がら理事者室の窓から海 は見えません。海は見え ないけれど、聞こえてく る汽笛から海が近くにあ ることが感じられます。

理事者室のある日な ど、全員が揃っている理 事者室はいつも賑やかで す。それぞれ口癖がある ことに気づきます。仁平 会長「でもさあ、僕の感 性からするとさあ」、本 田副会長「それいいです ね。やりまじゅじゅ」渡

と、こんな風なんです が、日直の日の午前中な ど、たまに一人で理事者 室にいと、窓の外から 横浜港を行き交う船の汽 笛がかすかに聞こえてき ます。みずが港「ヨハマ。

と、こんな風なんです が、日直の日の午前中な ど、たまに一人で理事者 室にいと、窓の外から 横浜港を行き交う船の汽 笛がかすかに聞こえてき ます。みずが港「ヨハマ。

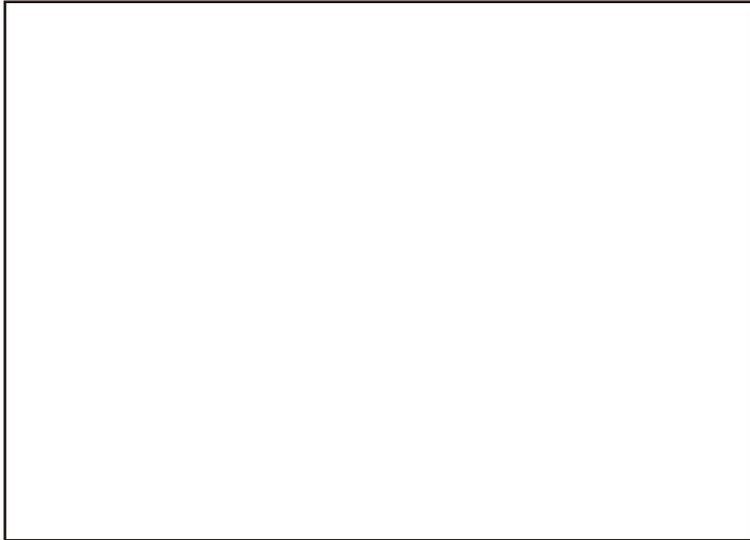
と、こんな風なんです が、日直の日の午前中な ど、たまに一人で理事者 室にいと、窓の外から 横浜港を行き交う船の汽 笛がかすかに聞こえてき ます。みずが港「ヨハマ。

法曹ゴルフ夏合宿

常磐会員、法曹ゴルフ年間王者に!

体操部活動報告

川崎支部以外の  
会員も募集集中!



各自の決めポーズで集合。平行棒の上の前方が筆者

4年に1度しか注目を浴びないマイナースポーツ、それが器械体操。体操部は、器械体操をこよなく愛する私と青木慎一郎会員とが中心となり、3年前から本格的に活動を始めた。もともと私が一人で不定期に練習をしていたのだが、青木会員が横井新聞で体操が趣味と自己紹介していたのを見逃さず、練習に誘ったのが始まりだ。結成以来現在まで、月1回の定期的な練習を欠かさず行っている。体操未経験者の若松みずき会員の入部をきっかけに徐々に部員が増え、現在は男子4名・女子2名となった。体操経験者は2人だけだが、なんと男子は全員バック転ができる。体操の種目は男子が床・鞍馬・吊り輪・跳馬・平行棒・鉄棒の6種目、女子が跳馬・段違い平行棒・平均台・床の4種目。川崎市体育館には、跳馬以外の器具が全てと、本格的なトランポリンが揃っており、利用料はわずか200円だ。体操器具が個人で自由に使える施設は珍しく、体育館はいつも体操好きな社会人や学生で賑わっている。体育館は川崎の裁判所の隣にある。日々の業務で心労を抱えていても、一歩体育館に入ればそこは別世界。床やトランポリンで華麗に宙を舞い、吊り輪や鉄棒でダイナミックな運動をすれば、隣の裁判所で紛争を抱えていたことも忘れてしまう。と書くところ格好良く見えるが、実際には現役時代の体のキレとはほど遠く、吊り輪にぶら下がるだけで精一杯、高難度の技の練習など到底無理というのが悲しい現実だ。少しずつ体力を取り戻し、いつか社会人大会に出ようと日々努力を重ねている。

体操経験のない部員も、マットで倒立や側転の練習をしたり、トランポリンで宙返りにチャレンジしたりし、部員みんなが楽しみながら、各自のペースで練習をしている。そして、練習終了後は必ず懇親会を開いており、日々の仕事の悩みを共有し合い、業務に有益な情報を交換するなど、密度の濃い時間を過ごしている。そんな体操部がみんな大好きだ。なお、現在の活動場所は川崎で、メンバーも川崎支部会員ばかりだが、特に対象を限定しているつもりはないので、広く当会会員の参加をお待ちしています!

(会員 高木 亮一)

7月27日、群馬県渋川市の赤城総合運動自然公園において、毎年恒例の関東野球大会が開催された。当大会は、新潟群馬、埼玉、東京、横浜の弁護士会野球チームが、日々

野球部だより  
越 初優勝!!  
関 野球大会

東京	0000300	3
横浜	45010X	10
群馬	000100	1
群馬	0002304	9

初戦の群馬戦では、横浜の畑中隆爾投手、堀江竜大投手、西村隆雄投手が相手を1点に抑さえ、4番の森弘史DH、田中恒司外野手らの活躍により9点を奪取して勝利した。

(決勝戦)

日本弁護士国民年金基金  
今にゆとり。 老後にゆとり。

日本弁護士国民年金基金  
03-3581-3739  
http://www.bknk.or.jp

日本弁護士国民年金基金  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

つある、新千歳空港のラ1ーメン道場にての反省会兼来年度の展望を語り合う会が開かれた。このように横浜法曹ゴルフ会では、神奈川県内のゴルフ場で開催される毎月の例会の他、毎年7月の夏合宿にて北海道等の避暑地でのラウンドを楽しんでいる。老若男女、ゴルフの腕前問わず(!)、随時新入会員を募集しているの

最終日である2日目も常磐会員が初日と同じスコアでまとめ、見事初の年間王者の座に就いた。また、7月例会は、武藤一久会員が2日目クロス78のベストクロスで回り、早くも来年度の取切戦の出場資格を取得した。ラウンド及び表彰式の後、毎年恒例になりつ

(会員 渡邊 寛一)

の仕事を忘れて野球を楽しむ35年もの伝統ある行事であり、試合後も伊香保温泉の伝統ある名旅館「福一」にて懇親を深める。今年の参加者は118名で、横浜は最多の37名であった。

勝が1度あるのみであった。横浜は、北川貴啓内野手の二塁打や筆者の安打も出て計8安打し、投手陣も元嶋亮投手、堀口憲治郎投手、池本康次投手の継投により3点に抑さえ、見事優勝を飾った。懇親会では、阿部泰典監督が、小磯正康群馬弁護士会会長から大きな優勝カップを受け取った。横浜チームは、11月に広島のマツダスタジアムで行われる全国大会決勝大会に向け、予選突破と、その先の初の単独優勝を目指し、日夜精進を重ねる!

(会員 古西 達夫)

泊まり、宿泊も全都道府県コンプリート。断崖絶壁の三徳山投入堂も刺激的だったが、普通の田園風景にも癒された。改めて、日本の里山はいいなあと思った。帰ったら、子供の靴がらたくさんこぼれ出た

編集後記  
夏休み、家族で鳥取へ行ってきた。なぜ真夏に砂丘? という家族の疑問符をはねのけた訳は、四十七都道府県で唯一、私が行ったことのない所だったから。三朝温泉に

砂。うちの中が鳥取砂丘とつながったようで、なんかいい感じだった。デスク 記者 古西 達夫 田丸 明子 大崎 徹 三浦 靖彦 吉田 正穂

優勝杯を抱く阿部監督(右)

優勝杯を抱く阿部監督(右)